

介護サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第6号の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名 有限会社ハイブリッジ
所在地 茨城県水戸市米沢町98番地1
代表者 高橋 弘明

2 対象事業所

事業所名 グループホームカトレア
所在地 茨城県那珂郡東海村舟石川944番地
サービス種別 認知症対応型共同生活介護

3 処分内容

指定の一部効力停止（新規利用者受入の停止 1ヵ月）
令和7年8月1日から令和7年8月31日まで

4 行政処分の理由

令和6年9月から12月にかけて、グループホームカトレア内において、職員による利用者に対する人格尊重義務違反（身体的虐待）が行われていたことが認められたため。